

5月8日から

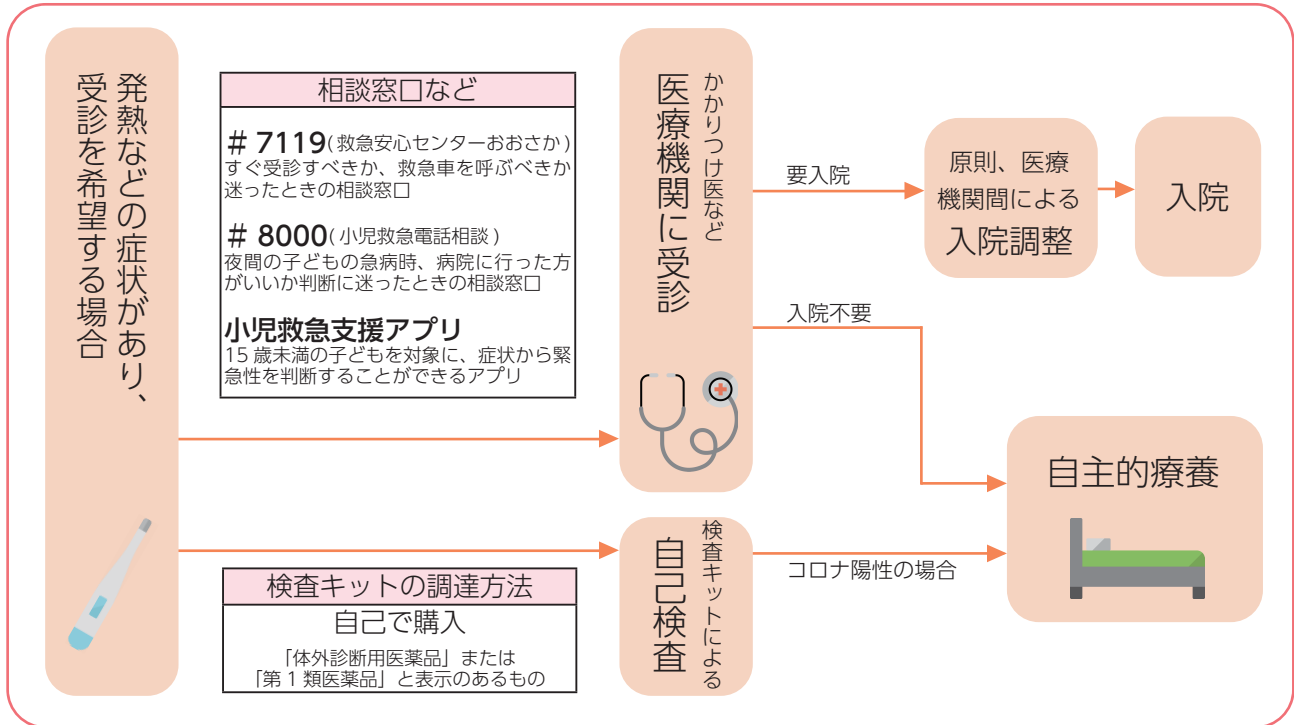
新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変わります

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザなどと同様の5類感染症に位置づけられます。これに伴い、これまで公費負担により無償であった検査費や医療費が自己負担になるなど、新型コロナウイルス感染症への対応が変わります。

最新の情報は市ホームページ（右記QR）にてご確認ください。



5月8日からの外来受診・療養の流れ



5月8日以降、発熱などの症状があり、受診を希望する場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関へ相談・受診してください。受診可能な医療機関は、「外来対応医療機関」として、今後大阪府ホームページで公開予定です。

費用の負担について

検査費	検査キットの普及や他疾患との公平性を踏まえ、公費支援は終了（自己負担）。
入院医療費	新型コロナウイルス感染症治療のための入院医療費は、急激な負担増を避けるため、9月末まで、高額療養費の自己負担限度額から2万円を減額。
外来医療費	新型コロナウイルス感染症治療薬の費用については、急激な負担増を避けるため、公費支援を9月末まで継続。新型コロナウイルス感染症治療薬以外の外来医療費については、自己負担。

マスクの着用について

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの着用については、個人の判断に委ねることが基本となります。周囲の人には、本人の意思に反してマスクの着脱を強いられないことがないよう配慮をお願いします。ただし、以下の場面では、着用が有効とされています。

- 医療機関を受診する時
- 通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車する時
- 高齢者など重症化リスクの高い人が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設への訪問時
- 新型コロナウイルス感染症の流行期に、重症化リスクの高い人が混雑した場所に行く時



新型コロナウイルスワクチン接種情報

市では、国の方針に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種を実施しています。
 最新の情報は、市ホームページ（右記 QR）よりご確認ください。
 ※令和 5 年度も自己負担なしで接種いただけます。実施期間は令和 6 年 3 月 31 日まで



令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチン接種

◆初回接種

生後 6 カ月以上の人の初回接種を実施しています。

対 象	生後 6 カ月～4 歳	5～11 歳	12 歳以上
接 種 回 数	1～3 回	1・2 回	1・2 回
ワクチンの種類	従来株対応ワクチン (乳幼児用ファイザー社製)	従来株対応ワクチン (小児用ファイザー社製)	従来株対応ワクチン (12 歳以上用ファイザー社製)
予 約 受 付	個別医療機関へ直接予約	個別医療機関へ直接予約	市コロナワクチン コールセンターへ電話

※直接予約受付を行う医療機関は、市ホームページを確認

◆追加接種（令和 4 年秋開始接種「～5 月 7 日まで」）

従来株ワクチンによる 1・2 回目接種を完了された 5 歳以上の人のオミクロン株対応ワクチンによる追加接種（3～5 回目）を実施しています。

対 象	5 歳以上
接 種 回 数	1 回（接種間隔は、前回接種から 3 カ月経過後）
ワクチンの種類	オミクロン株対応ワクチン（ファイザー社製）
予 約 受 付	市コロナワクチンコールセンターへ電話 ※予約枠に限りあり（電話をされる日によっては、すでに予約が埋まっている場合あり）

※ 5～11 歳の小児に対するオミクロン株対応ワクチン接種については、接種開始から期間が短く、十分な接種機会が確保されていないことから、令和 5 年 8 月まで接種期間を延長

※ 12～64 歳の人のうち、「基礎疾患を有する者」「重症化リスクが高いと医師が認める者」「医療機関、高齢者施設・障害者施設などの従事者」以外は、令和 5 年 5 月 7 日をもって接種を終了

摂津市コロナワクチンコールセンター

☎ 06 (6170) 2762

午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（祝日、振替休日除く）
 ※予約受付開始時期などは、電話が混雑することがあります

▽転入してきたが接種券が届かない

▽接種予約を取りたい

▽接種券の再発行がしたい

▽LINE 予約の方法、接種証明書の出し方などの
 疑問にお答えします

◆令和5年5月8日～接種開始（令和5年春開始接種）

令和5年5月8日～8月（予定）までの期間で、以下の人に対する接種を開始します。

対 象	65歳以上の高齢者、5～64歳のうち基礎疾患を有する者、重症化リスクがある者、医療機関や高齢者施設・障害者施設などの従事者
接 種 回 数	1回（接種間隔は、前回接種から3カ月経過後）
ワクチンの種類	オミクロン株対応ワクチン（ファイザー社製）

※65歳以上の高齢者と5～64歳のうち「基礎疾患を有する者」「重症化リスクがある者」は新型コロナワクチン接種における努力義務規定あり。ただし、「医療機関や高齢者施設・障害者施設などの従事者」は努力義務規定なし

※令和5年9月～（令和5年秋開始接種）については、1・2回接種が終了した5歳以上の人に対して接種（1回）を予定

接種券付き予診票の発送

オミクロン株対応ワクチン接種（前回接種）完了から3カ月が経過する人に、令和5年4月中旬から順次、令和5年度用の接種券付き予診票を発送しています。

予約や接種場所などは同封の個別案内をご確認ください。

⚠ 12～64歳の方へ

迅速な接種が可能となるよう、前回接種完了から3カ月が経過する人全員に、接種券付き予診票を発送しています。接種券付き予診票が届いても、「基礎疾患」や「重症化リスク」など上記の対象ではない場合は、接種対象になりませんので、十分ご注意ください。

5月8日～8月（予定）の接種対象者ではない人は、令和5年9月から開始予定の接種（令和5年秋開始接種）をお願いします。この場合も今回送付した接種券付き予診票がご利用いただけます。

接種に関すること

- 使用するワクチンは、当面の間、オミクロン株対応ワクチン【ファイザー社】となります（無くなり次第、使用するワクチンを変更する場合があります）。
- 集団接種を実施いたしませんので、市内医療機関などでの接種をお願いします。
- 接種当日は、接種券付き予診票に加え、本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）、お薬手帳、妊娠中の人は母子健康手帳を持参してください。また、接種当日は肩を出しやすい服装でお越しください。
- 妊娠中の人は、必ず事前に主治医に相談し、接種が可能なことを確認してください。
- 15歳以下の方が接種を受ける場合は、保護者の同伴が必要です。また、予診票の署名欄に保護者氏名の署名が必要です（16～17歳の方が接種を受ける場合についても、保護者の同伴を推奨しています）。

転入者の接種券

転入前の住民票所在地の市区町村が発行した接種券で、オミクロン株対応ワクチンを接種した人などで、接種を希望する場合は、接種券の発行申請が必要です。申請書類を書いて、市役所1階・保健福祉課へ郵送または持参してください。

問合せ 市コロナワクチンコールセンターへ

※問合せの際「前回の接種日・ワクチンの種類」「転入前の市区町村」などを確認する場合あり